

会 議 録

1 会議名

令和 8 年度第 5 回板倉区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○報告事項（公開）

・市民の消火栓使用について

○その他（公開）

3 開催日時

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 6 時から午後 7 時 1 0 分まで

4 開催場所

板倉区総合事務所 2 0 1 ・ 2 0 2 会議室

5 傍聴人の数

3 人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）

・ 委 員：小林会長、植木副会長、秋山委員、新井委員、小川委員、釜田委員、小林委員、清水委員、庄山委員、中澤委員、藤原委員、南委員、山本委員

・ 事務局：板倉区総合事務所 大島所長、小林次長、高橋次長、大堀建設グループ長、佐藤産業グループ長、長谷川市民生活・福祉グループ長、古川教育・文化グループ長、千葉地域振興班長、宮崎主事
危機管理課 竹内課長、松永副課長

8 発言の内容

【議題：市民の消火栓使用について】

■ 説明

・ 危機管理課が資料 1 に基づき説明

■ 質疑応答

- ・ 質問／意見：資料には、消防資機材の調達及び管理は町内会等が行うと記載されているが、既に、町内会に設置されている消防資機材の管理の状況と今後の費用負担について確認したい。

回答：ホース格納箱や格納箱内の資機材は町内会の管理と合併時に定めたが、地域によっては、消防団と連携して管理しているところもあり、管理の状況は、地域によって異なる。町内会が管理する消防資機材については、調達も費用負担も町内会であり、市では、消防団に消防資機材を購入、配布している。

- ・ 質問／意見：消火訓練の手続きは、どこが窓口なのか。

回答：「自主防災訓練等実施計画書」は市民安全課が担当で、放水を伴う訓練ではガス水道局とも協議が必要となるが、危機管理課へ相談いただければ、関係課と連携して対応する。

- ・ 質問／意見：過去には消火栓を使用し訓練していた地域もあったが、使用できなくなっていた。もっと早く検討できなかったのか。

回答：これまでは、安全対策が十分でない状態での使用は危険と判断していた。今回、安全対策や訓練体制を整理した上で使用を認める方針とした。

- ・ 質問／意見：高齢化が進み、訓練を受けて消火活動を担える住民が少ない地域もある。高齢者でも対応できる体制や設備についても検討してほしい。また、補償内容を明確に示してほしい。

回答：町内会の消火栓使用を義務付けるものではなく、危険な場合は通報や避難誘導を優先してほしい。補償の詳細については、相談があった際に個別に説明したい。

- ・ 質問／意見：計画書作成や申請手続き、訓練時の指導などを町内会だけで対応することは困難である。

回答：計画書は簡易な様式としており、記入方法は危機管理課が支援する。また、消防団にも方針を周知しているため、相談があれば消防団と連携して訓練支援を行う。

- ・ 質問／意見：町内会内の消火栓やホース類は長期間使用されておらず、使用可能か分からない。市が点検し、使えるかどうかを明確に示してほしい。

回答：消火栓は、消防署や消防団が年 1 回以上点検している。町内会等が管理する格納箱内のホース等は、市では点検、管理していない。

- ・ 質問／意見：高齢化が進む地域では消火活動ができない場合もあるため、一律的な運用は避けるべきである。また、町内会長説明会ではどのような反応があったのか。

回答：町内会長への説明後に 16 件の問合せがあり、個別に説明している。地域事情に応じた対応が必要であると認識している。

- ・ 質問／意見：今後の周知はどのように行うのか。

回答：町内会長の集いで説明したあと、全町内会長あてに通知文を送付したが、要望があれば職員が出向いて個別に説明する。

- ・ 質問／意見：通知内容によっては消火栓使用が義務であると誤解されるおそれがあるため、丁寧な説明が必要である。

回答：強制ではないことや、安全確保を最優先とすることについて、今後も丁寧に説明していく。

【議題：地域にぎわい事業補助金と地域ビジョン策定について】

■ 説明

- ・ 小林会長から、8 月 17 日に開催された地域協議会会長会議の報告として、「地域にぎわい事業補助金」について説明があった。

■ 質疑応答

- ・ 質問／意見：地域協議会としては、評価の基本となる「地域ビジョン」の策定が重要となる。これまでの地域協議会や地域フォーラム等で議論された内容を活用し、まちづくり振興会等と合意形成を図りながら地域全体のビジョンを整理していきたい。

回答：作成済の「地域活性化の方向性」を修正する形で、まちづくり振興会等の意見も取り入れながら「地域ビジョン」を作成

してはどうか。なお、「地域ビジョン」は来年度以降の評価に
使用し、今年度の評価は現在の「地域活性化の方向性」をビ
ジョンに準じるものとして取り扱う。

9 問合せ先

板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL：0255－78－2141（内線123）

MAIL：itakura-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。